

平成24年12月7日招集

**平成24年 第6回
佐渡市議会定例会議案**

佐 渡 市

目 次

議案第131号	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）	・・・ 1
議案第132号	佐渡市暴力団排除条例の制定について	・・・ 3
議案第133号	佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 7
議案第134号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 9
議案第135号	佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 11
議案第136号	佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 13
議案第137号	佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	・・・ 15
議案第138号	字の変更について（両津北部地区）	・・・ 27
議案第139号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）	・・・ 30
議案第140号	財産の無償譲渡について（旧羽吉保育園）	・・・ 31
議案第141号	佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について	・・・ 32
議案第142号	平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について	・・・ 33
議案第143号	平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	・・・ 33
議案第144号	平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	・・・ 33
議案第145号	平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	・・・ 33
議案第146号	平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について	・・・ 33
議案第147号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第148号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第149号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第150号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程

議案第131号

専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月7日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第30号

専決処分書

平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月19日

佐渡市長

甲斐 元也

（予算書別紙添付）

議案第132号

佐渡市暴力団排除条例の制定について

佐渡市暴力団排除条例を次のとおり制定する。

平成24年12月7日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市からの暴力団排除に関し基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与し、及び市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、新潟県、市及び市民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、新潟県、法第32条の3第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた団体その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携及び協力を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を遮断し、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与等の禁止)

第8条 市民等は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下この条において「利益の供与」という。）をすること。

(2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する目的での利益の供与をすること。

(青少年に対する指導等)

第9条 市は、その設置する学校等の教育機関において、児童及び生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第133号

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月 7 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例

佐渡市行政組織条例（平成22年佐渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「島づくり推進課」を削り、「観光商工課」を「観光振興課
産業振興課」に改める。

第2条総務課の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同条総合政策課の項を次のように改める。

総合政策課

- (1) 市行政の施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 秘書及び渉外に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。

第2条島づくり推進課の項を削り、同条観光商工課の項を次のように改める。

観光振興課

観光振興に関すること。

産業振興課

産業振興に関すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第134号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月 7日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 4月16日から同月30日まで
- 第2期 5月16日から同月31日まで
- 第3期 6月16日から同月30日まで
- 第4期 7月16日から同月31日まで
- 第5期 8月16日から同月31日まで
- 第6期 9月16日から同月30日まで
- 第7期 10月16日から同月31日まで
- 第8期 11月16日から同月30日まで
- 第9期 12月16日から同月25日まで
- 第10期 翌年1月16日から同月31日まで
- 第11期 翌年2月16日から同月末日まで
- 第12期 翌年3月16日から同月31日まで

第9条に次の1項を加える。

- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合においてはその端数金額を、その分割金額が100円未満である場合においてはその分割金額を納付すべき年度の国民健康保険税額確定後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第135号

佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月 7日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例

佐渡市トキの森公園条例（平成16年佐渡市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のように加える。

2 トキの森公園内にトキふれあい施設を置く。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第136号

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

平成24年12月 7 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 畑野プールの項及び小倉プールの項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第137号

佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月7日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例

(佐渡市公民館条例の一部改正)

第1条 佐渡市公民館条例(平成16年佐渡市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、本市の公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(設置)」に改める。

第3条第2項中「次に掲げるとおり」を「次のとおり」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第7条第1項中「許可に係る」を「許可を受けた」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改め、同条を第10条とする。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 公民館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理上支障があると認めるとき。

3 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

第6条の2を第9条とする。

第6条第4項を次のように改める。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

5 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(利用時間)

第6条 公民館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 公民館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

第11条から第14条までを次のように改める。

(利用の制限)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 公民館を利用する者（以下「利用者」という。）が、利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者が、偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (4) 利用者が、前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める使用料を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により公民館を利用できないときは、使用料を還付す

ることができる。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

（税込み）

施設名	室名	使用料（1時間当たり）
両津地区公民館		円
	1階和室	300
	4階和室	800
	映写室	400
	展示ホール	400
	調理実習室	500
	学習室（1室につき）	200
新穂地区公民館	大会議室	800
	第1会議室	300
	第2会議室	200
	第3会議室	400
	第4会議室	400
小木地区公民館	学習室	600
	大会議室	400
	調理実習室	200
	研修室	200
	第1会議室	200
相川地区公民館 佐和田地区公民館	第2会議室	200
	佐渡市離島開発総合センター条例（平成16年佐渡市条例第173号）別表に定める額	
金井地区公民館	佐渡市金井コミュニティセンター条例（平成16年佐渡市条例第171号）別表に定める額	
真野地区公民館	佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第42号）別表第4に定める額	

畑野地区公民館 羽茂地区公民館	佐渡市農村環境改善センター条例（平成16年佐渡市条例第232号）別表に定める額
赤泊地区公民館	佐渡市赤泊総合文化会館条例（平成16年佐渡市条例第136号）別表に定める額

備考

- 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。
- 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料（以下「原使用料」という。）に100分の30を乗じて得た額を加算した金額（以下「加算使用料」という。）とする。
- 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。
- 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

（佐渡市赤泊総合文化会館条例の一部改正）

第2条 佐渡市赤泊総合文化会館条例（平成16年佐渡市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

1 赤泊総合文化会館使用料 （税込み）

室名	使用料（1時間当たり）
和室大研修室	円 1,400
（1区画利用）	300
生活改善実習室	500
第1会議室	100
第2会議室	100
多目的ホール	1,700
（1区画利用）	800
和室小研修室	200

備考

- 1 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。
- 2 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料（以下「原使用料」という。）に100分の30を乗じて得た額を加算した金額（以下「加算使用料」という。）とする。
- 3 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。
- 4 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

（佐渡市真野ふるさと会館条例の一部改正）

第3条 佐渡市真野ふるさと会館条例（平成16年佐渡市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

（税込み）

室名	使用料（1時間当たり）
多目的ホール	円 2,300
農林水産加工実習室	400
青年研修室	300
集会室	300
婦人研修室	100
休憩室	100
準備室・控室・ステージ	600

備考

- 1 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。
- 2 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料（以下「原使用料」という。）に100分の30を乗じて得た額を加算した

金額（以下「加算使用料」という。）とする。

3 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。

4 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

（佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部改正）

第4条 佐渡市金井コミュニティセンター条例（平成16年佐渡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

（税込み）

室名	使用料（1時間当たり）
大会議室	円 500
小会議室	200
和室	200
大集会室	2,700
ステージ	300
休養室	100

備考

1 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。

2 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料（以下「原使用料」という。）に100分の30を乗じて得た額を加算した金額（以下「加算使用料」という。）とする。

3 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。

4 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

（佐渡市金井西部地区コミュニティセンター条例の一部改正）

第5条 佐渡市金井西部地区コミュニティセンター条例（平成16年佐渡市

条例第172号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

(税込み)

室名	使用料 (1時間あたり)
会議室	円 100
研修室	200
老人休憩室	100
ステージ	500
大集会室	1,700

備考

- 1 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。
- 2 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料(以下「原使用料」という。)に100分の30を乗じて得た額を加算した金額(以下「加算使用料」という。)とする。
- 3 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。
- 4 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

(佐渡市離島開発総合センター条例の一部改正)

第6条 佐渡市離島開発総合センター条例(平成16年佐渡市条例第173号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第9条関係)

(税込み)

施設名	室名	使用料 (1時間あたり)
あいかわ開発総合センター	小会議室	円 100
	老人集会室	700

	実習室	600
	大集会室	1,900
	展示ホール	400
	研修室	400
	(1区画利用)	200
	調理実習室	800
佐渡離島開発総合センター 佐渡中央会館	生活相談室	100
	老人相談室	200
	和室1号	300
	和室2号	100
	和室3号	100
	調理実習室	400
	青年研修室	200
	婦人研修室	300
	開発研修室	200
	第1研修室	300
	第2研修室	400
	第3研修室	300
	第4研修室	100

備考

- 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。
- 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料（以下「原使用料」という。）に100分の30を乗じて得た額を加算した金額（以下「加算使用料」という。）とする。
- 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。
- 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

(佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例の一部改正)

第7条 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例（平成16年佐渡市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表第1から別表第3に定める使用料又は入館料」を「別表第1に定める使用料又は別表第2に定める入館料」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「別表第5」を「別表第3」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

（税込み）

室名	使用料（1時間当たり）
生涯学習フリールーム	円 300
（1区画利用）	150
生活改善室	200
老人集会研修室	400
青年婦人会室	100
大ホール	1,000
ステージ	200

備考

- 1 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。
- 2 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料（以下「原使用料」という。）に100分の30を乗じて得た額を加算した金額（以下「加算使用料」という。）とする。
- 3 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。
- 4 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

別表第4を削り、別表第5を別表第3とする。

(佐渡市農村環境改善センター条例の一部改正)

第8条 佐渡市農村環境改善センター条例（平成16年佐渡市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削る。

第10条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

（税込み）

施設名	室名	使用料（1時間当たり）
畑野農村環境改善センター	多目的ホール	円 1,800
	大会議室	600
	生活研修室	200
	芸能研修室	200
	青年婦人室	100
	会議室	300
	和室	100
羽茂農村環境改善センター	調理実習室	400
	多目的ホール	1,400
	老人室	200
	(1区画利用)	100
	大会議室	400
	小会議室	100
	農事生活研修室	200
	芸能研修室	200

備考

- 1 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に

係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。

2 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料（以下「原使用料」という。）に100分の30を乗じて得た額を加算した金額（以下「加算使用料」という。）とする。

3 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。

4 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の佐渡市公民館条例、佐渡市赤泊総合文化会館条例、佐渡市真野ふるさと会館条例、佐渡市金井コミュニティセンター条例、佐渡市金井西部地区コミュニティセンター条例、佐渡市離島開発総合センター条例、佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例及び佐渡市農村環境改善センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第138号

字の変更について（両津北部地区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

平成24年12月7日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

別紙

字の区域変更調書

佐渡市

変更前			変更後		
大字	字	地番	大字	字	
鷺崎	大津ノ沢	59の1、59の3、61の20	鷺崎	大津	
	大田	66、66の1、67の1、67の2、69、71の1、71の2、72から74まで、74の1、75、75の1、77、80から82まで、86、87の1から87の3まで、88の1から88の3まで、89、90の1、90の2、90の6、91の1、91の2、92、93、95、96の1、96の2、96の6、96の7			
	大ノ平	117の2、117の3			
	浜大津	1097の2、1098の18			
	大津沢	1102の3			
	瀬ノ沢	253の3			中塚
	弾野	245の2			
	ハジキノ	236の2、237の2、238の2、241の6、243の4、268の4、269の4			
	谷地	246から249まで、250の1、250の3、250の4、1174の6、1174の10、1175の4から1175の6まで			
	弾野	198の8、199の1、200、203			瀬ノ沢
	谷地	1174の7、1174の9			
	阿マ池	1170の8	新田		
	深山岸	520の6、521の1、521の6、1683から1685まで、1686の2、1686の3、1688、1750の2、1751から1753まで			
	瓜畑	729の10			

鷺崎	林田	736の2、736の3	鷺崎	新田	
	辻道	778の5			
	宮山	1076の2			
	シヤマ	1078の9、1078の11、1078の12			
	江ノ下	1079の30			
	堂ノ上	1721から1724まで、1725の1、1725の2、1728の1、1728の2、1730から1733まで、1734の1、1734の2、1736、1757、1758、1760の2、1761			
	上新田	1737、1739の2、1740、1742、1744から1746まで、1747の2、1748、1762の3、1762の4、1763から1765まで			
	高瀬八	1050の24			後泉
	小泊	1056の10、1057の9			柳ヶ平
	ワナバ	1061の4、1214の3			
	後泉	1055の6	大三田		
浜三田	1117の4				

及び当該変更に伴う公有地を含む。

議案第139号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡太鼓体験交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人鼓童文化財団
- 3 指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

平成24年12月7日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第140号

財産の無償譲渡について（旧羽吉保育園）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積(m ²)	
旧羽吉保育園	佐渡市羽吉字川端 1198番地1	木造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	370	31
物置	佐渡市羽吉字川端 1198番地1	木造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	9	93

- 2 無償譲渡の相手方 新潟市西区小針南台3番16号
ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟
代表理事 黒岩 卓夫

平成24年12月 7日 提出

佐渡市長 甲斐 元也

議案第141号

佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第9項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年12月7日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成22～24年度）（第5次変更）別紙添付）

- 議案第142号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第143号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第144号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第145号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第146号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。